

建設工事の競争入札に係る最低制限価格の算出方法の見直しについて

本市が電子入札システムを用いて発注する建設工事の競争入札に係る最低制限価格について、令和8年4月からランダム係数を用いた算出方法を導入いたします。ついては、下記のとおり算出方法を見直し、令和8年4月1日以降に入札公告及び指名通知を行う案件から適用しますので、お知らせします。

1 最低制限価格は、最低制限基礎価格にランダム係数を乗じて得た額とし、100円に満たない額は切り捨てます。

※最低制限基礎価格の算出方法

1) 予定価格（税抜）算出の基礎となった、下記に掲げる額（それぞれ1円未満切捨）の合計額とします。

直接工事費の額に100分の97を乗じた額

共通仮設費の額に100分の90を乗じた額

現場管理費の額に100分の90を乗じた額

一般管理費の額に100分の68を乗じた額

ただし、その額が予定価格（税抜）に100分の92を乗じた額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額の1円未満を切り捨てた額とし、その額が予定価格（税抜）に100分の75を乗じた額を下回る場合にあっては、予定価格（税抜）に100分の75を乗じた額の1円未満を切り上げた額とします。

2) 特別なものについては、1)にかかわらず、契約ごとに100分の75から100分の92までの範囲内で本市の定める割合を予定価格に乗じて得た額（1円未満切捨）とします。

2 上記1で算出した最低制限価格が、予定価格（税抜）に100分の92を乗じた額を超える場合は、予定価格（税抜）に100分の92を乗じた額（100円未満切捨）を最低制限価格とします。

3 上記1で算出した最低制限価格が、予定価格（税抜）に100分の75を乗じた額を下回る場合は、予定価格（税抜）に100分の75を乗じた額（100円未満切上）を最低制限価格とします。

4 ランダム係数は、「0.9965」から「1.0035」の範囲で0.0005刻みの15通りとします。

5 ランダム係数は、電子入札システムにより入札書を提出又は入札を辞退した業者の入札書受信日時の秒数の和をランダム係数の通り数である15で除した余りを用し、ランダム係数対応表により決定します。

※ランダム係数対応表

余り	0	1	2	3	4	5	6	7
ランダム 係数	0.9965	0.9970	0.9975	0.9980	0.9985	0.9990	0.9995	1.0000
余り	8	9	10	11	12	13	14	
ランダム 係数	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030	1.0035	

6 ランダム係数は案件ごとに決定します。